

○財務省告示第二百八十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和七年十月三十一日

財務大臣 片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名			出		後		名			出		前		
輸出統計品目表			輸出統計品目表			[同左]			[同左]			[同左]		
[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
統 計 番 号	品	名	単 位		統 計 番 号	品	名	単 位		統 計 番 号	品	名	単 位	
			I	II				I	II				I	II
03.01		[略]			03.01		[同左]							
03.08					03.08									
03.09		魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並 びにペレット（食用に適するものに限る。）			03.09		魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並 びにペレット（食用に適するものに限る。）							
0309.10		[略]			0309.10		[同左]							
0309.90	000	—その他のもの		KG	0309.90		—その他のもの						KG	
					100		—甲殻類のもの						KG	
					200		—軟体動物のもの						KG	
					900		—その他のもの						KG	
〔略〕					〔同左〕									
16.01		[略]			16.01		[同左]							
16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫 類			16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫 類							
1602.10	000	—均質調製品		KG	1602.10		—均質調製品						KG	
					100		—昆虫類のもの						KG	
					900		—その他のもの						KG	
1602.20		[略]			1602.20		[同左]							
1602.50					1602.50									
1602.90	000	—その他のもの（動物の血の調製品を含む。）		KG	1602.90		—その他のもの（動物の血の調製品を含む。）						KG	
					100		—昆虫類のもの						KG	
					900		—その他のもの						KG	
16.03		[略]			16.03		[同左]							

16.05				16.05			
[略]			[同左]				
24.01		[略]		24.01		[同左]	
24.03				24.03			
24.04		たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。） －非燃焼吸引用の物品		24.04		たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。） －非燃焼吸引用の物品	
<u>2404.11</u>	000	<u>一一たばこ又は再生たばこを含有するもの</u>	KG	<u>2404.11</u>		<u>一一たばこ又は再生たばこを含有するもの</u>	KG
					100	<u>一一シートたばこ</u>	KG
					900	<u>一一その他もの</u>	KG
2404.12		[略]		2404.12		[同左]	
<u>2404.19</u>	000	<u>一一その他もの</u>	KG	<u>2404.19</u>		<u>一一その他もの</u>	KG
					100	<u>一一製造たばこ代用品</u>	KG
					900	<u>一一その他もの</u>	KG
		[略]				[同左]	
2404.91		[略]		2404.91		[同左]	
2404.99				2404.99		[同左]	
[略]			[同左]				
		[略]				[同左]	
28.01		[略]		28.01		[同左]	
		[略]				[同左]	
28.52				28.52			
28.53		りん化物（化学的に单一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧縮空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		28.53		りん化物（化学的に单一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧縮空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	
2853.10		[略]		2853.10		[同左]	
<u>2853.90</u>		<u>－その他もの</u>	KG	<u>2853.90</u>	000	<u>－その他もの</u>	KG
	100	<u>一一リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド</u>					

900	—その他もの	KG				
[略]	[同左]					
29.01	[略]	29.01	[同左]			
29.02	[略]	29.02	[同左]			
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体 [略]	29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体 [同左]			
2903.11		2903.11				
{	[略]	{	[同左]			
2903.29	—非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）	2903.29	—非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）			
2903.41		2903.41				
{	[略]	{	[同左]			
2903.43		2903.43				
2903.44 000	—ペンタフルオロエタン（HFC-125）、1・1・1—トリフル オロエタン（HFC-143a）及び1・1・2—トリフルオロエ タン（HFC-143）	2903.44	—ペンタフルオロエタン（HFC-125）、1・1・1—トリフル オロエタン（HFC-143a）及び1・1・2—トリフルオロエ タン（HFC-143）			
	KG	100	—ペンタフルオロエタン（HFC-125）	KG		
		200	—1・1・1—トリフルオロエタン（HFC-143a）	KG		
		300	—1・1・2—トリフルオロエタン（HFC-143）	KG		
2903.45	[略]	2903.45	[同左]			
2903.46 000	—1・1・1・2・3・3—ヘプタフルオロプロパン（HFC- 227ea）、1・1・1・2・2・3—ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)、1・1・1・2・3・3—ヘキサフルオ ロプロパン（HFC-236ea）及び1・1・1・3・3・3— ヘキサフルオロプロパン（HFC-236fa）	2903.46	—1・1・1・2・3・3—ヘプタフルオロプロパン（HFC- 227ea）、1・1・1・2・2・3—ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)、1・1・1・2・3・3—ヘキサフルオ ロプロパン（HFC-236ea）及び1・1・1・3・3・3— ヘキサフルオロプロパン（HFC-236fa）			
	KG	100	—1・1・1・2・3・3—ヘプタフルオロプロパン（HFC- 227ea）	KG		
		200	—1・1・1・2・3—ヘキサフルオロプロパン（HFC-2 36cb）	KG		
		300	—1・1・1・2・3・3—ヘキサフルオロプロパン（HFC-2 36ea）	KG		

					400	<u>--- 1 · 1 · 1 · 3 · 3 · 3 —ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)</u>		
2903.47	[略]		2903.47			[同左]		KG
2903.48	[略]		2903.48			[同左]		
2903.49	—その他もの		2903.49			—その他もの		
100	—ペルフルオロメタン (PFC-14)	KG	100			—ペルフルオロメタン (PFC-14)		KG
200	—ペルフルオロエタン (PFC-116)	KG	200			—ペルフルオロエタン (PFC-116)		KG
300	—ペルフルオロプロパン (PFC-218)	KG	300			—ペルフルオロプロパン (PFC-218)		KG
	[削除]			400		<u>—ペルフルオロヘキサン (PFC-51-14)</u>		KG
900	—その他もの	KG	900			—その他もの		KG
	—非環式炭化水素のふつ素化誘導体 (不飽和のものに限る。)					—非環式炭化水素のふつ素化誘導体 (不飽和のものに限る。)		
2903.51	<u>— 2 · 3 · 3 · 3 —テトラフルオロプロパン (HFO-1234yf)</u> ）、 <u>1 · 3 · 3 · 3 —テトラフルオロプロパン (HFO-1234ze)</u> 及び <u>(Z) — 1 · 1 · 1 · 4 · 4 · 4 —ヘキサフルオロ-2-ブテン (HFO-1336mzz)</u>	KG	2903.51			<u>— 2 · 3 · 3 · 3 —テトラフルオロプロパン (HFO-1234yf)</u> ）、 <u>1 · 3 · 3 · 3 —テトラフルオロプロパン (HFO-1234ze)</u> 及び <u>(Z) — 1 · 1 · 1 · 4 · 4 · 4 —ヘキサフルオロ-2-ブテン (HFO-1336mzz)</u>		KG
				100		<u>— 2 · 3 · 3 · 3 —テトラフルオロプロパン (HFO-1234yf)</u>		KG
				200		<u>— 1 · 3 · 3 · 3 —テトラフルオロプロパン (HFO-1234ze)</u>		KG
				300		<u>— (Z) — 1 · 1 · 1 · 4 · 4 · 4 —ヘキサフルオロ-2-ブテン (HFO-1336mzz)</u>		KG
2903.59	[略]	2903.59				[同左]		
2903.69	—非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)	2903.69				—非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)		
2903.71	[略]	2903.71				[同左]		
2903.73		2903.73						
2903.74	<u>—クロロジフルオロエタン (HCFC-142、142b)</u>	KG	2903.74			<u>—クロロジフルオロエタン (HCFC-142、142b)</u>		KG
				100		<u>— 1 —クロロ-1 · 1 —ジフルオロエタン (HCFC-142b)</u>		KG
				900		<u>— その他もの</u>		KG

2903.75	[略]		2903.75	[同左]	
2903.76 000	—プロモクロロジフルオロメタン (ハロン—1211)、プロモトリ フルオロメタン (ハロン—1301) 及びジプロモテトラフルオロ エタン (ハロン—2402)	KG	2903.76	—プロモクロロジフルオロメタン (ハロン—1211)、プロモトリ フルオロメタン (ハロン—1301) 及びジプロモテトラフルオロ エタン (ハロン—2402)	KG
			100	—プロモクロロジフルオロメタン (ハロン—1211)	KG
			200	—プロモトリフルオロメタン (ハロン—1301)	KG
			300	—ジプロモテトラフルオロエタン (ハロン—2402)	KG
2903.77	[略]		2903.77	[同左]	
2903.99			2903.99		
29.04	[略]		29.04	[同左]	
29.29	[略]		29.29	[同左]	
29.30	有機硫黄化合物		29.30	有機硫黄化合物	
2930.10			2930.10		
2930.80			2930.80		
2930.90	—その他のもの		2930.90	—その他のもの	
200	—ホレート (I SO) 及びテルブホス (I SO)	KG	100	—ホレート (I SO)	KG
900	—その他のもの	KG	900	—その他のもの	KG
2931.10	[略]		2931.10	[同左]	
2931.20	[略]		2931.20	[同左]	
	—非ハロゲン化有機りん誘導体			—非ハロゲン化有機りん誘導体	
2931.41	[略]		2931.41	[同左]	
2931.48			2931.48		
2931.49 000	—その他のもの	KG	2931.49	—その他のもの	KG
			100	—メチルホスホン酸3—(トリヒドロキシシリル) プロピルナトリ ウム	KG
			200	—ビス [(5—エチル—2—メチル—2—オキシド—1・3・2—	KG

							ジオキサホスフィナン—5—イル) メチル] メチルホスホネート	KG
					900	—その他もの		KG
2931.51	[略]				2931.51	[同左]		
{	[略]				{	[同左]		
2931.90					2931.90	[同左]		
29.32					29.32	[同左]		
{	[略]				{	[同左]		
29.42					29.42			
[略]				[同左]				
38.01				38.01				
{	[略]			{		[同左]		
38.26				38.26				
38.27	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。） [略]			38.27		メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。） [同左]		
3827.11				3827.11				
{	[略]			{		[同左]		
3827.59	—その他のハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）			3827.59		—その他のハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）		
3827.61	—1・1・1—トリフルオロエタン（HFC—143a）の含有量が全質量の15%以上のもの	KG	3827.61		010	—1・1・1—トリフルオロエタン（HFC—143a）の含有量が全質量の15%以上のもの —1・1・1—トリフルオロエタン（HFC—143a）、ペンタフルオロエタン（HFC—125）及び1・1・1・2—テトラフルオロエタン（HFC—134a）をそれぞれ52:44:4の割合で含有するもの（R—404A）	KG	
000					020	—1・1・1—トリフルオロエタン（HFC—143a）及びペンタフルオロエタン（HFC—125）をそれぞれ50:50の割合で含有するもの（R—507A）	KG	
					090	—その他もの	KG	

3827.62	[略]		3827.62	[同左]	
3827.63	[略]		3827.63	[同左]	
3827.64 000	<u>—その他のもの (第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、1・1・1・2—テトラフルオロエタン (HFC-134a) の含有量が全質量の30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体 (HFO) を含有しないものに限る。)</u>	KG	3827.64	<u>—その他のもの (第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、1・1・1・2—テトラフルオロエタン (HFC-134a) の含有量が全質量の30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体 (HFO) を含有しないものに限る。)</u>	
			010	<u>—ジフルオロメタン (HFC-32)、ペンタフルオロエタン (HFC-125) 及び1・1・1・2—テトラフルオロエタン (HFC-134a) をそれぞれ23:25:52の割合で含有するもの (R-407C)</u>	KG
3827.65	{ [略]		090	<u>—その他のもの</u>	KG
3827.90			3827.65	{ [同左]	
			3827.90		

	[略]			[同左]	
39.01	[略]		39.01	[同左]	
{	[略]		{	[同左]	
39.10			39.10		
39.11	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		39.11	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
3911.10	[略]		3911.10	[同左]	
3911.20 000	<u>—ポリ (1・3—フェニレンメチルホスホン酸)</u>	KG	3911.20	<u>—ポリ (1・3—フェニレンメチルホスホン酸)</u>	
			100	<u>—塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>	KG
3911.90	[略]		900	<u>—その他のもの</u>	KG
39.12	{ [略]		3911.90	[同左]	
39.26			39.12	[同左]	
			39.26		

[略]			[同左]		
[略]			[同左]		
第72類 鉄鋼			第72類 鉄鋼		
注			注		
[略]			[同左]		
号注			号注		
[略]			[同左]		
<u>備考</u>			[新規]		
<u>1 この類において合金工具鋼には、タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合せたもの</u>			[新規]		
<u>の含有量が全重量の0.5%以上のもののみを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量の</u>					
<u>その他の元素を含有するものを含まない。</u>					
72.01		[略]	72.01		[同左]
{		[略]	{		[同左]
72.03			72.03		
72.04		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	72.04		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット
7204.10			7204.10		
{		[略]	{		[同左]
7204.30		—その他のくず	7204.30		—その他のくず
7204.41		[略]	7204.41		[同左]
7204.49		——その他のもの	7204.49		——その他のもの
		<u>——ヘビーくず</u>			
110		<u>——厚さが6ミリメートル以上のもの</u>	KG		
190		<u>——その他もの</u>	KG		
200		——シュレッダーくず	KG	200	——シュレッダーくず
900		——その他もの	KG	900	——その他もの
7204.50		[略]	7204.50		[同左]
72.05			72.05		
{		[略]	{		[同左]
72.11			72.11		
72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆	72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆
					KG
					KG
					KG

7212.10	したるもの、幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。)		7212.10	したるもの、幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。)	
7212.20	[略]		7212.20	[同左]	
000	<u>—亜鉛を電気めつきしたもの</u>	KG	010	<u>—発生品</u>	KG
			090	<u>——その他のもの</u>	KG
7212.30	[略]		7212.30	[同左]	
7212.40	[略]		7212.40	[同左]	
7212.50	—その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）		7212.50	—その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）	
	[削除]		100	<u>——鉛をめつきしたもの</u>	KG
200	—アルミニウムをめつきしたもの	KG	200	—アルミニウムをめつきしたもの	KG
	——クロムをめつきしたもの又はクロム酸処理したもの			——クロムをめつきしたもの又はクロム酸処理したもの	
310	——発生品（ティンフリー・スチールのものに限る。）	KG	310	——発生品（ティンフリー・スチールのものに限る。）	KG
320	———ティンフリー・スチール（発生品を除く。）	KG	320	———ティンフリー・スチール（発生品を除く。）	KG
390	——その他のもの	KG	390	——その他のもの	KG
900	——その他のもの	KG	900	——その他のもの	KG
7212.60	[略]		7212.60	[同左]	
72.13			72.13		
{	[略]		{	[同左]	
72.29			72.29		

[略]			[同左]		
74.01			74.01		
{	[略]		{	[同左]	
74.03			74.03		
74.04			74.04		
7404.00	銅のくず		7404.00	銅のくず	
	[削除]		100	—径又は厚さが 0.35 ミリメートル以上の銅線のもの及び素線の径が 0.35 ミリメートル以上の銅より線のもの（銅の含有量が 99.9 % 以上のものに限る。）	KG
200	—銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	KG	200	—銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	KG
300	<u>—ナゲット加工をしたもの（径又は厚さが 0.35 ミリメートル以上の もので、銅の含有量が 99.9 % 以上のものに限る。）</u>	KG		[新規]	
	<u>—その他のもの</u>		900	<u>—その他のもの</u>	KG

910	—径又は厚さが0.35ミリメートル以上の銅線のもの及び素線の径 が0.35ミリメートル以上の銅より線のもの（銅の含有量が99.9%以上のものに限る。）で、電気絶縁してないもの	KG					
920	—径又は厚さが0.35ミリメートル以上の銅線のもの及び素線の径 が0.35ミリメートル以上の銅より線のもの（銅の含有量が99.9%以上のものに限る。）を電気絶縁したもの	KG					
990	—その他のもの	KG	74.05				
74.05		KG	74.05				
74.18		KG	74.18				
74.19	その他の銅製品	KG	74.19	74.19	その他の銅製品		
7419.20	[略]	KG	7419.20		[同左]		
7419.80 000	—その他のもの	KG	7419.80	100	—その他のもの		
		KG	900	900	—銅製のばね		
		KG			—その他のもの		

	[略]		[同左]				
84.01		KG	84.01				
84.58		KG	84.58				
84.59	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤 (ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)	KG	84.59	84.59	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤 (ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)		
8459.10		KG	8459.10				
8459.69		KG	8459.69				
8459.70 000	—その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	KG	8459.70	100	—その他のねじ切り盤及びねじ立て盤		
		KG		900	—数値制御式のもの		
		KG			—その他のもの		
84.60	[略]	KG	84.60		[同左]		
84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械(金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当する	KG	84.61		平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械(金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当する		

[略]				[同左]			
90.01		[略]		90.01		[同左]	
90.11				90.11			
90.12		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器		90.12		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	
9012.10		—顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器		9012.10	000	—顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	NO KG
	100	—走査型電子顕微鏡及び透過型電子顕微鏡（走査透過電子顕微鏡を含む。）並びに走査型プローブ顕微鏡	NO KG				
	900	—その他のもの	NO KG	9012.90		[同左]	
9012.90		[略]		9012.90		[同左]	
90.13		[略]		90.13		[同左]	
90.17				90.17		[同左]	
90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）		90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	
		[略]				[同左]	
9018.11		[略]		9018.11		[同左]	
9018.50				9018.50			
9018.90	000	—その他の機器	NO KG	9018.90		—その他の機器	
					110	—電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）	NO KG
					190	—治療用のもの	NO KG
					200	—その他のもの	NO KG
					311	—電気機器の部分品及び附属品	NO KG
					319	—その他のもの（医療用のものに限る。）	NO KG
					390	—外科用のもの	NO KG
					900	—針、鉗子、メス、のこぎり、はさみその他の手道具	NO KG
					319	—その他のもの	NO KG
					390	—その他のもの	NO KG
					900	—その他のもの	NO KG
90.19		[略]		90.19		[同左]	

90.33				90.33			
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品	名	単 位	統 計 番 号	品	名	単 位
			I II				I II
[略]				[同左]			
03.01		[略]		03.01		[同左]	
03.05				03.05			
03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。） [略]		03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。） [同左]	
0306.11		[略]		0306.11		[同左]	
0306.19		—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		0306.19		—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
0306.31		[略]		0306.31		[同左]	
0306.34				0306.34			
0306.35	000	—コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーターブローン（ <u>クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの</u> ）	KG	0306.35	—コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーターブローン（ <u>クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの</u> ）	KG	
				100	—生きているもの		
				900	—その他のもの		KG
0306.36		[略]		0306.36		[同左]	
0306.99				0306.99			

03.07		[略]		03.07		[同左]	
03.09				03.09			
[略]			[同左]				
28.01		[略]		28.01		[同左]	
28.26		[略]		28.26		[同左]	
28.27		塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物		28.27		塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物	
2827.10		[略]		2827.10		[同左]	
2827.20		[略]		2827.20		[同左]	
		－その他の塩化物				－その他の塩化物	
2827.31		[略]		2827.31		[同左]	
2827.35				2827.35			
2827.39		－－その他のもの		2827.39		－－その他のもの	
100		－－－亜鉛のもの	KG	100		－－－亜鉛のもの	KG
900		<u>－－－その他のもの</u>	KG	910		<u>－－－その他のもの</u>	KG
				920		<u>－－－鉄のもの</u>	KG
				990		<u>－－－コバルトのもの</u>	KG
						<u>－－－その他のもの</u>	KG
2827.41		[略]		2827.41		[同左]	
2827.60		[略]		2827.60		[同左]	
28.28		[略]		28.28		[同左]	
28.41				28.41			
28.42		その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に单一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）		28.42		その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に单一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）	
2842.10		[略]		2842.10		[同左]	

2842.90	000	—その他のもの		KG	2842.90	—その他のもの		KG
		[略]			010	—雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩		
28.43	1	[略]			090	—その他のもの		
28.52						[同左]		
28.53		りん化物（化学的に单一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧縮空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）			28.43	[同左]		
2853.10		[略]			28.52			
<u>2853.90</u>		<u>—その他のもの</u>			28.53	りん化物（化学的に单一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧縮空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
	010	—リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド	KG		2853.10	[同左]		
	090	—その他のもの	KG		<u>2853.90</u>	<u>000</u>	<u>—その他のもの</u>	KG

		[略]			[同左]			
29.01		[略]			29.01	[同左]		
29.02		[略]			29.02	[同左]		
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		
		[略]				[同左]		
2903.11	1	[略]			2903.11	[同左]		
2903.29		—非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）			2903.29	—非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）		
2903.41		[略]			2903.41	[同左]		
2903.42		[略]			2903.42	[同左]		
2903.43		—フルオロメタン（HFC-41）、1・2-ジフルオロエタン（HFC-152）及び1・1-ジフルオロエタン（HFC-152a）			2903.43	—フルオロメタン（HFC-41）、1・2-ジフルオロエタン（HFC-152）及び1・1-ジフルオロエタン（HFC-152a）		
	010	—フルオロメタン（HFC-41）	KG		010	—フルオロメタン（HFC-41）		
	020	—1・2-ジフルオロエタン（HFC-152）	KG		020	—1・2-ジフルオロエタン（HFC-152）		

030	<u>--- 1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)</u>	KG	031	<u>--- 1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)</u>	KG
2903.44	[略]		2903.44	<u>----噴霧器に充填したもの</u>	KG
2903.45	--- 1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a) 及び 1・1・2・2-テトラフルオロエタン (HFC-134)		2903.45	<u>----その他のもの</u>	KG
010	<u>--- 1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)</u>	KG	011	<u>---噴霧器に充填したもの</u>	KG
020	--- 1・1・2・2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	KG	019	<u>---その他のもの</u>	KG
2903.46	{ [略]		020	<u>--- 1・1・2・2-テトラフルオロエタン (HFC-134)</u>	KG
2903.69	-非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を 有するものに限る。）		2903.46	{ [同左]	
2903.71	{ [略]		2903.69	-非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を 有するものに限る。）	
2903.75			2903.71	{ [同左]	
2903.76 000	<u>--プロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211)、プロモトリ フルオロメタン (ハロン-1301) 及びジプロモテトラフルオロ エタン (ハロン-2402)</u>	KG	2903.75		
2903.77	{ [略]		2903.76	<u>--プロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211)、プロモトリ フルオロメタン (ハロン-1301) 及びジプロモテトラフルオロ エタン (ハロン-2402)</u>	
2903.99			010	<u>---プロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211)</u>	KG
29.04	{ [略]		020	<u>---プロモトリフルオロメタン (ハロン-1301)</u>	KG
29.14	[略]		030	<u>---ジプロモテトラフルオロエタン (ハロン-2402)</u>	KG
29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過		2903.77	{ [同左]	
			2903.99		
			29.04	{ [同左]	
			29.14	[同左]	
			29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過	

	酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]			酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [同左]	
2915.11		2915.11			
`	[略]	`	[同左]		
2915.29	—酢酸のエステル	2915.29		—酢酸のエステル	
2915.31		2915.31			
`	[略]	`	[同左]		
2915.36		2915.36			
2915.39	—その他もの	2915.39		—その他もの	
100	—酢酸イソブチル	KG	100	—酢酸イソブチル	KG
900	<u>—その他もの</u>	KG		<u>—その他もの</u>	KG
			910	<u>—酢酸—2—エトキシエチル</u>	KG
			990	<u>—その他もの</u>	KG
2915.40		2915.40			
`	[略]	`	[同左]		
2915.90		2915.90			
29.16	[略]	29.16		[同左]	
29.17	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]	29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [同左]	
2917.11		2917.11			
`	[略]	`	[同左]		
2917.20	—芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	2917.20		—芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
2917.32	[略]	2917.32		[同左]	
2917.33	[略]	2917.33		[同左]	
2917.34	<u>—その他他のオルトフタル酸エステル</u>	KG	2917.34	<u>—その他他のオルトフタル酸エステル</u>	KG
000			010	<u>—オルトフタル酸ジブチル</u>	

2917.35				090	――その他もの			KG
`	[略]			2917.35	`	[同左]		
2917.39				2917.39				
29.18				29.18				
`	[略]			`	[同左]			
29.29				29.29				
	[略]					[同左]		
29.30	有機硫黄化合物			29.30	有機硫黄化合物			
2930.10				2930.10				
`	[略]			`	[同左]			
2930.80				2930.80				
2930.90	－その他もの			2930.90	－その他もの			
100	－－ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	KG	100	－－ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	KG			
	－－その他のもの				－－その他のもの			
920	－－ホレート（I S O）及びテルブホス（I S O）	KG	910	－－ホレート（I S O）	KG			
990	－－－その他のもの	KG	990	－－－その他のもの	KG			
29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物		29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物				
2931.10	[略]		2931.10	[同左]				
2931.20	[略]		2931.20	[同左]				
	－非ハロゲン化有機りん誘導体			－非ハロゲン化有機りん誘導体				
2931.41			2931.41					
`	[略]		`	[同左]				
2931.48			2931.48					
2931.49	000	－－その他のもの	KG	2931.49	－－その他のもの			
				010	－－－メチルホスホン酸3－（トリヒドロキシシリル）プロピルナトリウム			
				020	－－－ビス〔（5－エチル－2－メチル－2－オキシド－1・3・2－ジオキサホスフィナン－5－イル）メチル〕メチルホスホネート			
				090	－－－その他のもの			
				2931.51	[同左]			
2931.51	[略]							

2931.90	[略]		2931.90	[同左]	
29.32	[略]		29.32	[同左]	
29.38			29.38		
29.39	アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに 限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 [略]		29.39	アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに 限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 [同左]	
2939.11	[略]		2939.11	[同左]	
2939.30	—エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩		2939.30	—エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	
2939.41	[略]		2939.41	[同左]	
2939.45			2939.45		
<u>2939.49</u> 000	<u>—その他もの</u>	KG	<u>2939.49</u>	<u>—その他もの</u>	
			010	<u>—レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（I N N）及びメタノ フェタミンラセメートのエステル及び誘導体</u>	KG
			090	<u>—その他もの</u>	KG
2939.51	[略]		2939.51	[同左]	
2939.80	[略]		2939.80	[同左]	
29.40	[略]		29.40	[同左]	
29.42			29.42		
[略]			[同左]		
38.01	[略]		38.01	[同左]	
38.26			38.26		
38.27	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他		38.27	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他	

	の項に該当するものを除く。)			の項に該当するものを除く。)		
3827.11	[略]		3827.11	[同左]		
{	[略]		{	[同左]		
3827.59	—その他のハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) 及びハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有しないものに限る。)		3827.59	—その他のハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) 及びハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有しないものに限る。)		
3827.61	—1・1・1—トリフルオロエタン (HFC-143a) の含有量が全質量の 15 %以上のもの		3827.61	—1・1・1—トリフルオロエタン (HFC-143a) の含有量が全質量の 15 %以上のもの		
010	—1・1・1—トリフルオロエタン (HFC-143a) 、ペンタフルオロエタン (HFC-125) 及び1・1・1・2—テトラフルオロエタン (HFC-134a) をそれぞれ 52 : 44 : 4 の割合で含有するもの (R-404A)	KG	010	—1・1・1—トリフルオロエタン (HFC-143a) 、ペンタフルオロエタン (HFC-125) 及び1・1・1・2—テトラフルオロエタン (HFC-134a) をそれぞれ 52 : 44 : 4 の割合で含有するもの (R-404A)	KG	
	[削除]		020	—1・1・1—トリフルオロエタン (HFC-143a) 及びペンタフルオロエタン (HFC-125) をそれぞれ 50 : 50 の割合で含有するもの (R-507A)	KG	
090	—その他もの	KG	090	—その他もの	KG	
3827.62	[略]		3827.62	[同左]		
3827.63	[略]		3827.63	[同左]		
3827.64 000	—その他のもの (第 3827.61 号から第 3827.63 号までのものを除くものとし、1・1・1・2—テトラフルオロエタン (HFC-134a) の含有量が全質量の 30 %以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体 (HFO) を含有しないものに限る。)	KG	3827.64	—その他のもの (第 3827.61 号から第 3827.63 号までのものを除くものとし、1・1・1・2—テトラフルオロエタン (HFC-134a) の含有量が全質量の 30 %以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体 (HFO) を含有しないものに限る。)	KG	
			010	—ジフルオロメタン (HFC-32) 、ペンタフルオロエタン (HFC-125) 及び1・1・1・2—テトラフルオロエタン (HFC-134a) をそれぞれ 23 : 25 : 52 の割合で含有するもの (R-407C)	KG	
3827.65	[略]		090	—その他もの	KG	
			3827.65	[同左]		

3827.90				3827.90			
[略]				[同左]			
44.01		[略]		44.01		[同左]	
44.02		木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかな いかを問わない。）		44.02		木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかな いかを問わない。）	
4402.10		[略]		4402.10		[同左]	
4402.20	000	<u>一殻又はナットのもの</u>	MT	4402.20		<u>一殻又はナットのもの</u>	MT
				010		<u>一やし殻炭</u>	MT
				090		<u>一その他もの</u>	MT
4402.90		[略]		4402.90		[同左]	
44.03	丿	[略]		44.03	丿	[同左]	
44.20				44.20			
44.21		その他の木製品		44.21		その他の木製品	
4421.10		[略]		4421.10		[同左]	
4421.20		[略]		4421.20		[同左]	
		—その他のもの				—その他のもの	
4421.91		[略]		4421.91		[同左]	
4421.99		—その他もの		4421.99		—その他もの	
100		—マッチの軸木	KG	100		—マッチの軸木	KG
		—その他もの				—その他もの	
910		—かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しま こくたんを除く。）のもの	KG	910		—かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しま こくたんを除く。）のもの	KG
		—その他もの				—その他もの	
920		—扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨 又は柄の部分品	KG	920		—扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨 又は柄の部分品	KG
		—その他もの				—その他もの	
991		—縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであ るかなかを問わない。）	CM KG	991		—縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであ るかなかを問わない。）	CM KG
992		<u>—菌床きのこ栽培用培地</u>	KG			[新規]	
999		—その他もの	KG	999		—その他もの	KG
[略]				[同左]			

[略]

第72類 鉄鋼

注

[略]

号注

[略]

備考

1 この類において合金工具鋼には、タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の0.5%以上のもののみを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量の他の元素を含有するものを含まない。

[同左]

第72類 鉄鋼

注

[同左]

号注

[同左]

備考

1 この表において合金工具鋼には、タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の0.5%以上のもののみを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量の他の元素を含有するものを含まない。

72.01	[略]		72.01	[同左]		
72.07	[略]		72.07	[同左]		
72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）		72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）		
7208.10	[略]		7208.10	[同左]		
7208.40	—その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものと除く。）で卷いてないものに限る。）		7208.40	—その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものと除く。）で卷いてないものに限る。）		
7208.51	—厚さが10ミリメートルを超えるもの		7208.51	—厚さが10ミリメートルを超えるもの		
011	—炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG	011	—厚さが50ミリメートル以下のもの	KG	
019	—厚さが50ミリメートルを超えるもの	KG	019	—厚さが50ミリメートルを超えるもの	KG	
	—その他のもの			—その他のもの		
	—降伏点が355メガパスカル以上のもの			—降伏点が355メガパスカル以上のもの		
021	—厚さが50ミリメートル以下のもの	KG	021	—厚さが50ミリメートル以下のもの	KG	
029	—厚さが50ミリメートルを超えるもの	KG	029	—厚さが50ミリメートルを超えるもの	KG	
030	—その他のもの	KG	031	—厚さが50ミリメートル以下のもの	KG	

7208.52	— 厚さが 4.75 ミリメートル以上 10 ミリメートル以下のもの —— 炭素の含有量が全重量の 0.6 % 未満のもの 011 — 厚さが 6 ミリメートル未満のもの 019 — その他のもの —— その他のもの 020 — 降伏点が 355 メガパスカル以上のもの		KG	7208.52	039	— 厚さが 50 ミリメートルを超えるもの —— 厚さが 4.75 ミリメートル以上 10 ミリメートル以下のもの —— 炭素の含有量が全重量の 0.6 % 未満のもの 011 — 厚さが 6 ミリメートル未満のもの 019 — その他のもの —— その他のもの 021 — 降伏点が 355 メガパスカル以上のもの 029 — 厚さが 6 ミリメートル未満のもの —— その他のもの		KG	
031	—— 厚さが 6 ミリメートル未満のもの	KG	031	— 厚さが 6 ミリメートル未満のもの 039	039	—— その他のもの		KG	
7208.53	{ [略]		{	7208.53	{	[同左]			
7208.90			7208.90		72.09	[同左]			
72.09	[略]				72.10	[鉄又は非合金鋼のフラットロール製品 (クラッドし、めつきし又は被覆したので、幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。) [略]]		KG	
72.10					7210.11	[鉄又は非合金鋼のフラットロール製品 (クラッドし、めつきし又は被覆したので、幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。) [同左]]			
7210.11	{ [略]		{		7210.30	[同左]			
7210.30					7210.41	[亜鉛をめつきしたもの (電気めつきによるものを除く。) [略]]			
7210.41					7210.49	[亜鉛をめつきしたもの (電気めつきによるものを除く。) [同左]]			
7210.49	— その他のもの				010	— その他のもの —— 合金化溶融めつきのもの (めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の 7 % 以上の均質な合金のものに限る。) —— その他のもの		KG	
010		KG	010		021	—— 合金化溶融めつきのもの (めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の 7 % 以上の均質な合金のものに限る。) —— その他のもの			
021	—— めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の 5.0 % 以上 13.0 % 以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の 2.0 % 以上 4.0 % 以下のもの	KG	090		029	—— その他のもの		KG	
029		KG							

7210.50	[略]		7210.50	[同左]	
7210.90			7210.90		
72.11	[略]		72.11	[同左]	
72.12	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。）		72.12	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が 600 ミリメートル未満のものに限る。）	
7212.10	[略]		7212.10	[同左]	
7212.20	[略]		7212.20	[同左]	
7212.30	<u>一亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）</u>		7212.30	<u>一亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）</u>	KG
010	<u>—めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の 5.0 % 以上 13.0 % 以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の 2.0 % 以上 4.0 % 以下のもの</u>	KG			
090	<u>—その他のもの</u>	KG			
7212.40	[略]		7212.40	[同左]	
7212.60			7212.60		
72.13	[略]		72.13	[同左]	
72.24			72.24		
72.25	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。） —けい素電気鋼のもの		72.25	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が 600 ミリメートル以上のものに限る。） —けい素電気鋼のもの	
7225.11	[略]		7225.11	[同左]	
7225.19	<u>—その他のもの</u>		7225.19	<u>—その他のもの</u>	KG
010	<u>—厚さ 0.35 ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の 3.0 % 以上のものに限る。）</u>	KG			
090	<u>—その他のもの</u>	KG			
7225.30	[略]		7225.30	[同左]	
7225.50			7225.50		
	—その他のもの			—その他のもの	
7225.91	[略]		7225.91	[同左]	

7225.92	—亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		7225.92	—亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	
100	—バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	KG	100	—バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	KG
200	—合金工具鋼のもの	KG	200	—合金工具鋼のもの	KG
300	—高速度鋼のもの	KG	300	—高速度鋼のもの	KG
	—その他のもの			—その他のもの	
910	—合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）	KG	910	—合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）	KG
	<u>—その他のもの</u>		990	<u>—その他のもの</u>	KG
921	<u>—めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0%以上13.0%以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0%以上4.0%以下のもの</u>	KG			
929	<u>—その他のもの</u>	KG			
7225.99	[略]		7225.99	[同左]	
72.26	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		72.26	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）	
	—けい素電気鋼のもの			—けい素電気鋼のもの	
7226.11	[略]		7226.11	[同左]	
7226.19	<u>—その他のもの</u>		7226.19	<u>—その他のもの</u>	KG
010	<u>—厚さ0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0%以上のものに限る。）</u>	KG	000		
090	<u>—その他のもの</u>	KG			
7226.20	[略]		7226.20	[同左]	
	—その他のもの			—その他のもの	
7226.91	[略]		7226.91	[同左]	
7226.92	[略]		7226.92	[同左]	
7226.99	—その他のもの		7226.99	—その他のもの	
	—バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）			—バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	
110	—亜鉛をめつきしたもの	KG	110	—亜鉛をめつきしたもの	KG
190	—その他のもの	KG	190	—その他のもの	KG

	200	---合金工具鋼のもの ---その他のもの ---亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	KG	200	---合金工具鋼のもの ---その他のもの	KG
	911	-----めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5. 0%以上13.0%以下で、かつ、めつき層のマグネシウム の含有量がめつき層の全重量の2.0%以上4.0%以下の もの	KG	900		KG
	919	-----その他のもの	KG			
	990	-----その他のもの	KG			
72.27	{	[略]		72.27	{	[同左]
72.29				72.29		
	[略]			[同左]		
73.01	{	[略]		73.01	{	[同左]
73.05				73.05		
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの） [略]		73.06	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの） [同左]	
7306.11	{	[略]		7306.11	{	[同左]
7306.30				7306.30		
7306.40		---その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限 る。） 010 ---フェライト系のもの 020 ---オーステナイト304系のもの 090 ---その他のもの		7306.40000	---その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限 る。）	KG
7306.50	{	[略]		7306.50	{	[同左]
7306.90				7306.90		
73.07	{	[略]		73.07	{	[同左]

73.26					73.26			
[略]					[同左]			
74.01					74.01			
7401.00	000	銅のマット及びセメントカッパー (沈殿銅)		KG	7401.00		銅のマット及びセメントカッパー (沈殿銅)	
74.02					74.02		—銅のマット	
74.19		[略]			74.19		—セメントカッパー (沈殿銅)	
87.01					87.01			
87.11					87.11			
87.12					87.12			
8712.00		自転車 (運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)			8712.00		自転車 (運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)	
		—車輪径の呼びが 24 (60.96 センチメートル) を超えるもの (二輪自転車に限る。)			100		—カンチブレーキを有するもの	
310		—かご、かご取付け用金具、荷台又は幼児用座席を有するもの		NO			—その他のもの	
390		—その他のもの		NO	211		—車輪の径の呼びが 24 (60.96 センチメートル) 以下のもの	
		—車輪径の呼びが 12 (30.48 センチメートル) 以上 24 (60.96 センチメートル) 以下のもの (二輪自転車に限る。)			218		——ブレーキレバーの開きが 85 ミリメートルを超えるもの	
410		—クランク長さが 160 ミリメートル以上のもの		NO	219		——その他のもの	
		—その他のもの					——車輪の径の呼びが 12 (30.48 センチメートル) 以上 16 (40.64 センチメートル) 以下のもの	
491		—車輪径の呼びが 18 (45.72 センチメートル) を超えるもの		NO			——その他のもの	
499		—その他のもの		NO	291		—車輪の径の呼びが 24 (60.96 センチメートル) を超えるもの	
900		—その他のもの		NO	299		——ディレーラ (内装変速装置を除く。) を有しないもの	
87.13		[略]			87.13		——その他のもの	
87.16					87.16		[同左]	
[略]					[同左]			
90.01					90.01			

		[略]			[略]				
90.17					90.17				
90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）			90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）		
		[略]					[同左]		
9018.11					9018.11				
		[略]					[同左]		
9018.50					9018.50				
9018.90 000		—その他の機器	NO	KG	9018.90		—その他の機器	NO	KG
					010		—外科用のもの（電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）及び鉗子、ナイフ、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品を除く。）		
							—その他もの	NO	KG
							—医療用のもの		
							—外科用のもの	NO	KG
					021		—電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	NO	KG
							—その他もの	NO	KG
					022		—その他もの	NO	KG
							—その他もの	NO	KG
					023		—電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	NO	KG
							—その他もの	NO	KG
					024		—その他もの	NO	KG
					029		—その他もの	NO	KG
90.19					90.19				
		[略]					[同左]		
90.33					90.33				
		[略]					[同左]		